

青少年・治安対策本部 都民の声窓口寄せられた都民の声（平成30年12月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
1	2	1	2	2	7	0	15

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（平成30年12月分）

▶ （都民の声）

子供が30年ほどひきこもっているが、どこに相談したら良いか。

（対応）

東京都ひきこもりサポートネットでは、電話相談、メール相談等にてひきこもりに関する相談を受け付けております。一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

電話番号は、03-6806-2440となります。

▶ （都民の声）

条例では、18歳未満の青少年は、対象年齢18歳以上のエアガン(有害がん具)を購入・所持させないとされているかと思うが、対象年齢18歳以上のエアガンを、対象年齢10歳以上の威力（0.135ジュール）に抑える改修を行った場合、そのエアガンを18歳未満の青少年が所持する事は条例上、適法となるのか。

（対応）

東京都青少年の健全な育成に関する条例第13条は、青少年のエアガンの所持を直接規制するものではなく、エアガンの製造・販売業者等が、指定されたエアガン(※)を青少年に販売等することを禁じるとともに、全ての者に対し、青少年に指定されたエアガンを所持させないよう努める義務を課した規定となっております。

また、個人が指定されたエアガンを改修し、威力を基準以下に下げる行為については、通常、製造業者等はその様な改修行為を想定しておらず、当該エアガンの安全性への影響が懸念される以上、その様な行為は慎んで頂ければと思います。

※東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第16条

エアガンのうち、発射された弾丸の威力が銃口から50cmの地点で0.135ジュールを超えるもの（おおむね銃口から3mの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚を貫通する力に相当するもの）を、不健全がん具類と指定しています。

▶ （都民の声）

自転車保険に入ろうと思うが、どのようにすれば良いか。

（対応）

自転車利用者が加害者となる事故が発生した場合には、高額な賠償責任を負うこともあるため、都では自転車賠償責任保険の加入拡大に努めているところです。

自動車保険や家屋の火災保険に入っている場合、特約として個人賠償責任保険に加入していれば、自転車事故で加害者となった場合も概ね対応しています。

また、購入した自転車に有効期間1年のTSマーク（自転車向け保険）が貼付され

ている場合もあります。

まず、御自身の加入内容等を御確認ください。

未加入の場合は、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して加入できる自転車向け保険も含めて各保険会社で様々なタイプの商品を販売していますので、御自身のニーズを踏まえて加入してください。詳細につきましては各保険会社へお尋ねください。